

平成 18 年 12 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

みずず監査法人
研究センター

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 18 年 11 月 1 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」について、当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討ください。

敬 具

記

1. 四半期財務諸表の範囲について（基準案第 5 項・第 6 項）

【意見】

四半期財務諸表には、株主資本等変動計算書を含めるべきである。

【理由】

株主資本等変動計算書の作成は、実務手続上さしたる負担にはならないと考えられるため、年度財務諸表の構成との整合性や国際会計基準との調和の観点を優先し、株主資本等変動計算書の作成を求めることとするのが適当と考える。

2. 四半期特有の会計処理について（基準案第 12 項・第 13 項）

【意見】

四半期特有の会計処理として、原価差異の繰延処理および後入先出法における売上原価修正を認めることは適当でない。

【理由】

基準案においても実績主義が基本とされており（第 38 項）、「中間財務諸表作成基準」において恣意的な判断の介入の余地が大きいことを理由に排除されたこれらの処理を、四半期財務諸表において復活させることは適当でないと考える。

年度末までに原価差異の解消や在庫数量の不足分の補充が見込まれるかどうかの判断は、客観性の確保が困難な場合も多く、四半期財務諸表の作成期間の短さとレビュー手続の限界を考えると、このような見積りの適正性の判断は、財務諸表作成者及び監査人に対して過大な負担となる可能性が大きい。

四半期財務諸表のほうが中間財務諸表よりも操業度等の季節変動に影響される度合いが大きいという事情も理解できるものの、基本的には季節的変動に関する開示（第 25 項(13)）により対応すべき問題であると考え。

なお、四半期特有の会計処理として提案されている項目のうち、税金費用の計算（第 14 項）については、年度を計算期間とする法人税等の性質上、実績主義の例外とせざるを得ないものと考えられるため、異論はない。

3. 会計処理の変更の取扱い（基準案第 54 項）

【意見】

第 2 四半期以降における会計処理の変更については、過去の四半期財務諸表を遡及して再表示する方式によるべきである。

【理由】

四半期財務諸表の目的である収益動向の適時な把握のためには、遡及再表示により適切な期間比較を確保することが最も合理的な対応方法であり、注記による対応は情報内容が煩雑となり利用者にとっての有用性を損なうものであると考える。

監査人のレビュー手続を前提とした四半期開示制度は、従来の中間財務諸表制度とは異なる枠組みと考えられるため、基準案の第 54 項で言及されているような従来の実務慣行や監査制度との関係は、遡及再表示を導入しない十分な理由とは言えないものとする。

以 上